

市民課からのお知らせ

市民課 ☎826-1111 内線2286

◎年度末は窓口の混雑が見込まれます

3月から4月にかけて市民課および各支所・出張所の窓口が大変混み合います。手続きに時間がかかることが予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。

都和支所 ■都和公民館 交番 ■ 125号バス ★ ■農協 ■信用金庫 ■銀行 並木三丁目3-43 ☎821-1490	南支所 ホームセンター 銀行 荒川沖駅 荒川沖保育所 国道6号 荒川沖西二丁目11-28 ☎841-0036	上大津支所 至神立駅 土浦五中 ★ ■れんこんセンター 国道6号 ■手野郵便局 手野町1505-1 ☎828-1007
新治支所 ■新治中 ★ ■農協 ■新治地区公民館 藤沢990 ☎862-3515	神立出張所 神立駅 ハンバーガー店 スーパー 神立町682-54 ☎832-3292	

◎住所異動の臨時窓口を開設します

平日に住所異動の手続きが出来ない方は、ぜひご利用ください。手続き内容によっては受け付けできない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

日時／3月25日(日)、4月1日(日) 午前8時30分～午後4時
場所／本庁舎1階市民課休日窓口

※支所・出張所は開設しませんので、ご注意ください。

※証明書の交付は市内3か所の郵便局(中村・宍塚・山ノ荘)でも行っています。詳しくはお問い合わせください。

3月1日～7日は 春季全国火災予防運動です

消防本部予防課 ☎821-5967

「火の用心 ことばを形に 習慣に」

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

●3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対にやめる。
- ・ストーブなどの暖房機器は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

●4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



◎すべての住宅の寝室などに、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。火災から自分と家族の命を守るために住宅用火災警報器を必ず設置しましょう。また、機器の点検を定期的に行い正常に作動するか確認しましょう。

◎大規模地震後に発生する「通電火災」を防ぐため、感震ブレーカーの設置をお願いします。

